



5月は、自転車マナーアップ強化月間です！

令和6年5月1日(水)～5月31日(金)は、

自転車マナーアップ強化月間です。

自転車に関する交通事故の発生は、

午前7時から午前9時までの**登校・出勤時間帯**や、

午後4時から午後6時までの**下校・退勤時間帯**に

多く発生しています。

夕暮れ・夜間や早朝に出かける際は、ライトを点灯し

反射材用品を身につけましょう。



皆さんは、

○夜間の無灯火

○赤信号無視

○傘差し運転

○携帯電話機で通話や操作をしながらの運転

をしていませんか？

ルールを守り、事故防止に努めましょう。

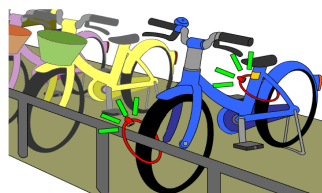
大型連休中の盗難被害に注意！

大型連休中は、行楽や帰省などで多くの方が家を不在にし、空き巣などの被害発生が予想されるため、防犯対策の見直しをお願いします。

★必ず鍵をかける

★防犯カメラやセンサーライトを設置する

★不審者(車両)を見たら110番！



令和6年3月の事件数

○盗難 2件 (前年比 +1件)

○その他 2件 (前年比 -1件)

令和6年3月の事故件数

○物損事故 12件

○人傷事故 3件

※福木交番管内の件数



事故に遭わない！起こさない！

そのためにも、

『自転車安全利用五則』

を守りましょう！

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

